

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名	生活情報センターくらしかんの使用承認の取り消し
根拠法令及び条項	豊中市生活情報センター条例第 6 条
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課
関係条項	
処 分 基 準	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 6 条 市長は、センターの施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。</p> <p>(5) 管理上支障があるとき。</p> <p>2 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。</p> <p>以下に該当する場合は、使用許可を取り消されたり、使用条件を変更する場合があります。</p> <p>1. 使用許可の条件に違反したとき。 生活情報センター条例第 5 条第 1 項の各号(使用制限)に定める事由が発生した場合。 *使用許可の基準を参考にしてください。</p> <p>2. この条例もしくはこれに基づく規則の規定に違反し、またはこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(1)生活情報センター条例第 10 条第 1 項の各号に定める使用者の義務を履行しないとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けた目的以外に使用し、または権利を譲渡し、もしくは転貸しないこと。 ・使用許可のない物件を使用しないこと。 ・建物、付属物または器具を滅失またはき損しないこと。 ・火災防止に努めること。 ・使用後は、速やかに現状に回帰し、清掃すること。 ・その他市長が指示した事項 <p>(2)生活情報センター条例施行規則第 9 条使用許可書の提示義務に従わないとき。</p> <p>3. 許可を受けた使用の目的以外に使用したとき。</p>
	基 準

		4. 管理上支障があるとき。 (1)地震等災害の発生により、人体に危険が及ぶような状況にあり、くらしかんが使用できない場合。 (2)何らかの理由により、くらしかんが使用不能に陥った場合。
	参考事項	
	備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名	生活情報センターくらしかんの入館の禁止
根拠法令及び条項	豊中市生活情報センター条例第 7 条
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課
処 分 基 準	<p>関係条項</p> <p>(入館の禁止)</p> <p>第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(3) その他管理上支障があると認める者</p> <p>生活情報センター条例第 7 条第 1 項第 2 号、第 3 号の規定に基づき、入館を禁止、または退去を命ずるのは、次のような入館者の義務を履行しない方です。</p> <p>(1) 所定の場所以外で火器を使用し、または喫煙しないこと。</p> <p>(2) 館内施設を不潔にしないこと。</p> <p>(3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。</p> <p>(4) 所定の場所以外に立ち入らないこと。</p> <p>(5) 許可なく館内にはり紙等をしないこと。</p> <p>その他センター職員の支持に従うこと。</p>
	参考事項
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名	労働会館の使用承認の取り消し
根拠法令及び条項	労働会館条例第 6 条
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課
関係条項	
処 分 基 準	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 6 条 第 4 条の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は承認を取り消すことがある。</p> <p>(1) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく市規則に違反したとき。</p> <p>(3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>2 前項の規定による使用の条件の変更又は取り消しによって使用者に損害が生じても市はその責めを負わない。</p> <p>処分基準：以下に該当し、会館職員の注意・指導に従わない場合は、使用許可を取消されたり、使用条件を変更されたりすることがあります。</p> <p>1 使用許可の条件に違反したとき。 労働会館条例第 5 条第 1 項各号（使用制限）に定める事由が発生した場合。 *使用許可にかかる審査基準を参考にしてください。</p> <p>2 この条例又はこの条例に基づく市規則に違反したとき。</p> <p>(1) 労働会館条例第 10 条第 1 項各号に定める使用者の義務を履行しないとき。</p> <p>① 許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。</p> <p>② 使用許可のない物件を使用しないこと。</p> <p>③ 建物、附属物又は器具を滅失又はき損しないこと。</p> <p>④ 火災の防止につとめること。</p> <p>⑤ 使用後はすみやかに現状に回帰し、清掃すること。</p> <p>⑥ その他、市長が指示したこと。</p> <p>3. 許可を受けた使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>4. 管理上支障があるとき。</p> <p>(1)地震等災害の発生により、人体に危険が及ぶような状況にあり、労働会館が使用できない場合。</p> <p>(2)何らかの理由により、労働会館が使用不能に陥った場合。</p>
	基 準

	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名	労働会館の入館の禁止
根拠法令及び条項	労働会館条例第 7 条
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課
処 分 基 準	関係条項
	<p>(入館の禁止)</p> <p>第 7 条 次の各号の一に該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることがある。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(3) その他管理上支障があると認める者</p> <p>処分基準：以下に該当する場合で、会館職員の注意・指示に従わない場合は、入館を禁止され、または、退去を命じられます。</p> <p>1 入館の禁止条件に該当するとき。 労働会館条例第 7 条第 1 項第 1 号に定める事由が発生した場合。</p> <p>2 この条例に基づく労働会館条例施行規則第 10 条第 1 項各号の入館者の義務を履行しない者は、労働会館条例第 7 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき入館の禁止または、退去を命じることがあります。</p> <p>施行規則第 10 条 入館者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。</p> <p>(1) 所定の場所以外では火器を使用し、又は喫煙しないこと。</p> <p>(2) 館内を不潔にしないこと。</p> <p>(3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。</p> <p>(4) 所定の場所以外に出入りしないこと。</p> <p>その他会館職員の指示に従うこと。</p>
	参考事項
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		住居確保給付金の支給の中止				
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第6条				
所管部課(室)係名		市民協働部くらし支援課				
処分 分 基 準	関係条項	生活困窮者自立支援法施行規則第15条 豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第26条				
	基準	<p>○生活困窮者自立支援法 (生活困窮者住居確保給付金の支給)</p> <p>第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○生活困窮者自立支援法施行規則 (生活困窮者住居確保給付金の不支給)</p> <p>第十五条 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。</p> <p>2 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときには、支給しない。</p> <p>○豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱 (支給の中止)</p> <p>第26条 自立相談支援機関は、第2項の表の左欄に掲げる事実が判明したときは、速やかにくらし支援課長へ報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けたくらし支援課長は次の表の左欄に該当する事実が生じたときは、右欄に規定するとおり住居確保給付金の支給を中止する。</p> <table border="1" data-bbox="571 1865 1380 2040"> <tr> <td>自立相談支援機関が報告すべき事実</td> <td>くらし支援課の対応</td> </tr> <tr> <td>① 受給者が第5条第1項各号に規定する就職活動を怠</td> <td>原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から支</td> </tr> </table>		自立相談支援機関が報告すべき事実	くらし支援課の対応	① 受給者が第5条第1項各号に規定する就職活動を怠
自立相談支援機関が報告すべき事実	くらし支援課の対応					
① 受給者が第5条第1項各号に規定する就職活動を怠	原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から支					

		ったとき又は就労支援に関するくらし支援課の指示に従わないとき。	給を中止する。ただし、住居確保給付金の支給がなされた後に当該事実を確認したときは、確認後速やかに中止する
		② 受給者が常用就職(申請後の常用就職及び支給決定後の常用就職) 又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴得られた収入の額が収入基準額を超えたとき。	原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から支給を中止する。ただし、収入に変動があるなど、1か月の収入では判断しかねるときは、2か月目の収入を確認してから判断することができる。
		③ 受給者が常用就職等をしたこと及び就労により得た収入の報告を怠ったとき	支給を中止することができる。
		④ 支給決定後、受給者が住居確保給付金の支給対象となっている賃貸住宅から退去したとき(ただし、受給者の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)。	原則として退居した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。 ただし、住居確保給付金の支給がなされた後に当該事実を確認したときは、確認後速やかに中止する。
		⑤ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な支給に該当することが明らかになったとき。	直ちに支給を中止する。
		⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処されたとき。	直ちに支給を中止する。
		⑦ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明したとき。	直ちに支給を中止する。
		⑧ 受給者が生活保護費を受給したとき。	福祉事務所と調整のうえ、支給を中止する。
		⑨ 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のため、住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合	支給を中止する。

		<p>⑩ 中断期間中において受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合</p>	<p>原則として支給を中止する。</p>	
		<p>⑪ ①から⑩までのほか、受給者が受給を辞退したとき又は受給者が死亡するなど、住居確保給付金を支給できない事情が生じたとき。</p>	<p>支給を中止する。</p>	
	<p>参考事項</p>			
<p>備考</p>				

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		住居確保給付金の不正受給者への対応
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第18条
所管部課(室)係名		市民協働部くらし支援課
処分 分 基 準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第29条
	基準	<p>○生活困窮者自立支援法 (不正利得の徴収)</p> <p>第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者がいるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>○豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱 (不適正受給者への対応)</p> <p>第29条 法第18条第1項の規定により、くらし支援課長は、住居確保給付金の支給後に虚偽の申請等不適正受給であることが判明したときは、受給者又は受給者であった者から、既に支給された住居確保給付金の全額又は一部について徴収することができる。</p>
	参考事項	
備考		

